

# KNC NETWORK NEWS

2018年6月9日 発行

経営一言: 仕事の中でのキーワードは「継続」「進化」「改革」の3つで、社員にもこれを毎日頭に入れて仕事をしなさいと伝えています。

(株式会社デザート 代表取締役 石本 雅敏氏)

— 所長コメント: 一寸した生活のリズムを変えてみると変化の実感を感じます。身の回りの変化は自分自身が変化することです。「継続は力」と云われます。変化しながら進化する力です。—



(有)北野財経システム

税理士法人 Y. K. C.

大阪市淀川区西中島 7-1-26

オリエンタル新大阪ビル 707号

TEL: 06-6304-7857・FAX: 06-6304-8851

<http://kncc.co.jp>

## 気になる記事: 外国人就労、拡大を表明。首相「仕組み早急に」 建設や農業

安倍晋三首相は5日の経済財政諮問会議で外国人労働者の受け入れ拡大を表明した。人手不足が深刻な建設や農業、介護など5業種を対象に2019年4月に新たな在留資格を設ける。原則認めていなかった単純労働に門戸を開き、25年までに50万人超の就業を目指す。今回の政府の事実上の方針転換は一步前進だが、国際基準に照らすとまだ出遅れている。首相は同日の諮問会議で「地方の中小、小規模事業者の人手不足が深刻化している」と力説した。

## 単身赴任の帰省費用は経費になるか 《税務》

単身赴任者が自宅に帰るための旅費を会社が負担すると、その支出は税務上の給与に当たります。ただし、その旅行が目的や行路からみて主に「業務のため」と税務署が認めれば、経費になります。週末を挟んで4泊5日で赴任先から戻る場合、金曜日に移動し、土日を自宅で過ごし、月曜日に赴任先へ戻るというスケジュールでも旅費は非課税と認められます。判定のポイントは、本社の会議に出席しなければならないなど職務上旅行をしなければならない理由があるかどうかです。

## 社員旅行の費用 《税務》

会社が負担する社員旅行の費用は、その旅行の目的や規模、工程、従業員の参加割合や負担割合などから総合的に判断して損金にできるか否かを判断します。従業員の参加割合の基準は「全従業員の半数以上」とされています。

なお、工場や支店を単位として行う旅行なら、工場や支店の従業員数を基に半数以上であるかどうかを判断します。

参加者数以外の損金化の要件は、その旅行の期間が4泊5日以内であることと、従業員が旅行で受ける経済的利益が多額ではないことです。

これらの要件を満たせば「福利厚生費」として社員と役員の旅行代が全額損金、満たされないと社員や役員への「給与(報酬)」となり、役員への支払いが損金不算入です。また、社員や役員は会社から負担を受けた分が所得となり、所得税が課税されます。

## 難しい経営変革 《経営》

事業の調子が良い時は、経営計画の変更や商品構成の根本的見直し等が難しいものです。車の運転に譬えれば、直線でスピードが出ている車が交差点で曲がろうとすれば、ブレーキを踏むからです。勢いのある収益を捨てるような思いかもしれません。

近年、AI(人工知能)の急速な波によって、消滅する仕事が懸念されています。その中にはまさかと思うような仕事もありますが、経営ビジョン・商品構成・技術・販路・採用人材等の経営計画を大幅に変革する企業はまだ少ないようです。ところで、時の話題になるような経済・社会・先端技術等の変化は、時間に比例して平均的に来るのではなく、特定の時点(シンギュラー・ポイント=特異点)に集中して現れます。

最近よく聞く事柄は、2025年に団塊の世代が全員75歳を超えて、医療・介護その他サービスが大問題になるとか、車の自動運転や電気自動車の普及によって運輸サービスが様変わりする、等が言われています。経営計画の変革は、5~10年の大きな経済社会の変動を前提にすると、既存の計画を白紙に戻し、長年蓄積してきた商品・自社技術・設備・人材等を入れ替える計画策定が必要かもしれません。大変難しい事ですが、時に計画策定リーダーは内部の反発を覚悟して取り組まなければなりません。

## 定款のミスが登記後に発覚したときの訂正手続 《経営》

認証後の定款を訂正する方法は、公証人役場でもう一度認証をやり直す再認証手続きとミスの内容を記した誤記証明書の発行を申請する手続きがあります。再認証の際には定款謄本を公証人役場に提出しなければならず、また法務局に提出した登記謄本は戻ってこないため、登記申請後の訂正は再認証ではなく誤記証明書の発行申請によって行います。

誤記証明書の発行と再認証のいずれの方法も定款に軽微な修正を行うケースに限られ、商号や事業目的の変更、役員の増員など大幅な変更があると認められない可能性があります。軽微な修正かどうかの判断は公証役場もしくは公証人ごとに異なります。

なお、誤記証明書を発行しても定款認証の日付は変わりませんが、再認証の手続きをとると新しく認証をした日の日付に変更されます。

最初の定款の認証には手数料など約5万円の費用が必要ですが、誤記証明書の発行は無料です。なお、再認証については、公証人役場によって手数料の有無が変わるようです。

KNC NETWORK NEWSへのご意見・ご質問・ご感想は

06-6304-7857 または [kaikei@kncc.co.jp](mailto:kaikei@kncc.co.jp)

までお寄せください。